

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会  
令和5年度 定時社員総会 議案集

令和5年6月23日(金)



一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会



# 目 次

## 【議案資料】

### 第1号議案 令和4年度事業報告(案)に関する件

令和4年度事業報告(案)	1
--------------	---

### 第2号議案 令和4年度決算報告(案)に関する件

令和4年度収支計算書(案)	14
---------------	----

同附属明細書(案)	16
-----------	----

同貸借対照表(案)	16
-----------	----

監査報告書	17
-------	----

### 第3号議案 役員の選任(案)に関する件

## 【報告関係資料】

① 令和5年度事業計画	19
-------------	----

② 令和5年度収支予算	25
-------------	----

③ ふくせん新規入会・退会・会員数の推移	27
----------------------	----

④ 賛助会員入退会状況	28
-------------	----

⑤ ブロック別 令和4年度新規入会者数及び令和5年度ブロック 活動費	29
---------------------------------------	----

⑥ 事務局体制について	30
-------------	----

## 【参考資料】

① ブロック長名簿	31
-----------	----

② 定款	32
------	----

③ 倫理綱領	36
--------	----



## 第1号議案 令和4年度事業報告(案)に関する件

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会  
令和4年度事業報告

## 令和4年度基本方針

1. 「WITH・コロナ」に対応するため、オンラインを活用した研修会や動画配信等の新しい形式による福祉用具専門相談員の自己研鑽環境整備の推進を図り、福祉用具専門相談員の資質向上に貢献する。
2. 福祉用具専門相談員研究大会の共催団体として福祉用具専門相談員が取り組んだ研究結果や好事例に対する発表機会を提供することで、科学的介護及びPDCAサイクル推進を促進し、福祉用具専門相談員の専門性を高め、資質向上を図る。
3. 会員増強並びに全国組織化を推し進めるとともに、活発なブロック活動に必要な支援等を行い、職能団体としての地位向上に資する活動を展開する。ブロック未設置の10道県のブロック設立への協会の関わりを深める。
4. 賛助会員とふくせん会員の交流が定期的且つ効果的に図れるよう、各種イベントや研修、広報など様々な活動を通じて、情報交換等の場を設定する。
5. 会員ニーズを把握するとともに、政策や制度の動向を注視し適切な対応を図り、必要に応じ適時提言等を行う。

## 1. 定時社員総会・理事会等の開催、運営

## (1) 定時社員総会の開催

令和4年6月17日に定時社員総会を開催し、令和3年度事業報告(案)・収支決算報告(案)等について、社員に審議・承認を求めた。併せて令和4年度事業計画・収支予算等の実施について、社員に協力を求めた。

- 開催日 6月17日
- 場所 大手町サンスカイルーム
- 内容 令和3年度事業報告(案)、収支決算報告(案)、等

## (2) 理事会の開催

事業計画、収支予算の作成・実施、その他会務において、適正な業務の執行に関する事項を議決するための理事会、及び役員選任の理事会を開催した。

### 【第1回】

- 開催日 5月25日
- 場所 オンライン開催
- 内容 令和3年度事業報告(案)、収支決算報告(案)、等

### 【第2回】

- 開催日 6月17日-24日
- 場所 書面開催
- 内容 正副理事長の選任(案)

### 【第3回】

- 開催日 3月8日
- 場所 オンライン開催
- 内容 令和5年度事業計画(案)、収支予算(案)、等

## (3) 正副理事長会議の開催

理事会の補助・調整等を行うため、必要に応じ、理事会の開催に先立ち正副理事長会議を開催した。

- 開催日 2月28日
- 場所 オンライン開催
- 内容 令和5年度事業計画(案)、収支予算(案)、等

## (4) ブロック長会議の開催

ブロック組織の強化、活動の活性化を図るとともに、オンラインを活用しつつブロック長など各ブロックの関係者を集め、他ブロックとの連携強化や情報交換の場となるブロック長会議を開催した。

- 開催日 8月8日
- 場所 オンライン開催
- 内容 令和3年度・令和4年度のブロック活動の報告、ブロック活動活性化に向けた取り組み等

## 2. 研究・研修に関する活動

### (1) 令和6年度(2024年度)介護保険制度改正等に向けた福祉用具の動向講演会の開催

平成23年度以来10年ぶりに開催された「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会」の審議内容、並びに「財務省財政制度等審議会」において指摘されている福祉用具の貸与・販売の在り方等について、今後の動向に関する講演会を開催した。

## (2) 福祉用具サービス計画書に基づくPDCA サイクル推進研修会の開催(新設)

令和 3 年度に本会が厚生労働省老人保健健康増進等事業において実施した事業内容に基づき、福祉用具サービス計画書作成及びサービス提供において、エビデンスに基づく科学的介護及び PDCA サイクル推進に寄与するための研修会を開催した。

※上記 2 つの研修会を同時開催で 2 回実施し、受講者合計は 131 名となった。また、各ブロックでも同様の研修会を開催した。別紙令和 4 年度ふくせんブロック活動実績一覧参照。

### 【第 1 回】

- 開催日 6 月 8 日
- 場所 インテックス大阪 会議室 F バリアフリー2022 会場にて開催
- 内容 2021 年度老健事業の成果と課題から考える 福祉用具専門相談員への提言

### 【第 2 回】

- 開催日 10 月 5 日
- 場所 東京ビックサイト 東 3 ホール(会場 C) 国際福祉機器展 H.C.R2022 会場にて開催
- 内容 老健事業の報告と福祉用具専門相談員への提言

## (3) 福祉住環境整備に関する研修会の開催(新設)

コロナ禍が続く中でますます重要性が増している福祉住環境整備について、福祉住環境コーディネーター、福祉用具専門相談員に対して本会理事の勝田由美子氏を講師とした研修会を 5 回開催し、受講者合計 480 名となった。なお、本研修会は主に FJC 会員を対象に開催されるスキルアップセミナーとして位置付けた。

### 【第 1 回】

- 開催日 11 月 24 日
- 場所 オンライン開催
- 内容 現調の時に必要な目を持つ！ /ICF の基本 アセスメントに役立つ ICF って何？

### 【第 2 回】

- 開催日 12 月 15 日
- 場所 オンライン開催
- 内容 現調の時に必要な目を持つ！ /アセスメント技術  
ICF の考え方をアセスメントに生かす！

### 【第 3 回】

- 開催日 1 月 26 日
- 場所 オンライン開催
- 内容 現調の時に必要な技術とは！ /尺貫法、建築構造、図面の基本……etc  
3次元を2次元に！見取り図を描くために。

#### 【第4回】

- 開催日 2月22日
- 場所 オンライン開催
- 内容 住宅改修のセオリー たかが手すり！されど手すり！  
身体の動き(バイオメカニクス)をもとに。

#### 【第5回】

- 開催日 3月16日
- 場所 オンライン開催
- 内容 具体的な住環境整備の手法 福祉用具といっしょに考える！

#### (4) 動画配信サービスやオンライン研修会・商品説明会等の開催

会員向けサービスの一環として令和2年度より実施している、ホームページを活用した動画配信やオンライン会議システムを活用した非招集形の研修会開催、賛助会員による商品説明会等を継続して行なった。

##### 【実績】

生協ハンドブック BCP(業務継続計画)編の動画による解説を2月13日に公開した。内容は監修者であるミネルヴァベリタス株式会社顧問の本田茂樹氏によるハンドブックの解説を行った。

#### (5) 福祉用具専門相談員更新研修(ふくせん認定)の普及・開催

福祉用具専門相談員更新研修修了者の制度化を見据え、受講機会を全国的に確保した。オンライン研修の実施、指定講習機関へのPR活動、並びにその支援活動を行い、全国的に研修修了者を増やし、制度改正に向けた準備を行った。

研修会を2回開催し、受講者合計36名となった。(累計21回:411名)

前述の「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会」において、構成員として参加した岩元理事長より、本更新研修に関する資料提出した。同検討会での議論の中間整理において、サービスの質の向上に資する福祉用具専門相談員等に係る取組の観点から、現に従事している福祉用具専門相談員に対する研修促進の具体的な意見として、「定期的な研修機会の確保や充実化、一定期間毎の講習受講の義務づけ、福祉用具専門相談員の更新制等」が示された。

#### 【第1回】

- 開催日 7月22日-24日
- 場所 オンライン開催

#### 【第2回】

- 開催日 10月12日-14日
- 場所 オンライン開催

関西シルバーサービス協会が2月13日、15日、16日で開催予定だったが、諸般の事情により中止となった。



## (6) 第3回福祉用具専門相談員研究大会の開催

令和4年6月16日に開催した「第3回福祉用具専門相談員研究大会(日本福祉用具供給協会との共催)」において、福祉用具専門相談員が取り組んだ研究結果や好事例等の発表機会を持つことで、福祉用具専門相談員の専門性を高め、資質向上を図った。

### 【第3回実績】

- 開催日 令和4年6月16日(木)
- 場所 ニッショーホール(東京都港区東新橋1-1-19):オンライン開催併用
- 大会テーマ 福祉用具の未来につながる専門性の追求  
～PDCAサイクルの推進は福祉用具の適合が鍵～
- 大会長 岩元 文雄(全国福祉用具専門相談員協会 理事長)
- 副大会長 小野木 孝二(日本福祉用具供給協会 理事長)
- 実行委員長 山下 和洋(全国福祉用具専門相談員協会 副理事長)
- 基調講演 香取 照幸 氏(上智大学 総合人間科学部 社会福祉学科 教授)
- 参加者等 1,227名参加、演題36テーマ、協賛広告32社、展示協賛8社、等

### 【第4回予定】

- 開催日 令和5年6月22日(木)
- 場所 KFCホール(東京都墨田区横網1-6-1):オンライン開催併用
- 大会テーマ 持続可能な介護保険制度に向けた福祉用具サービスの役割  
～福祉用具サービスにおける科学的な介護の実践～
- 大会長 小野木 孝二(日本福祉用具供給協会 理事長)
- 副大会長 記虎 孝年(関西シルバーサービス協会 理事長)
- 実行委員長 米本 稔也(全国福祉用具専門相談員協会 理事)
- 基調講演 田中 滋 氏(公益大学法人 埼玉県立大学 理事長)

## (7) ハンドル形電動車椅子の安全利用講習会の開催

令和2年度に実施した「ハンドル形電動車椅子の安全利用に係る調査研究事業」の成果物となる安全利用のためのガイドライン、及び指導手順書に基づいた講習会を2回開催し、受講者合計は33名となった。

### 【第1回】

- 開催日 10月14日
- 場所 株式会社ヤマシタ 江東営業所 研修室

### 【第2回】

- 開催日 12月9日
- 場所 金沢福祉用具情報プラザ

## (8) 福祉用具サービス計画作成SV(スーパーバイザー)養成研修の開催

福祉用具専門相談員指定講習において、「福祉用具サービス計画」の講義・演習を行うと共に、地域での「福祉用具サービス計画」の指導を担うスーパーバイザー(福祉用具専門相談員)の養成研修を2回開催し、受講者合計は29名となった。なお、本年度よりカリキュラムの一部をオンライン研修にて実施した。

### 【第1回】

- 開催日 10月18日、21日
- 場所 パラマウントベッド株式会社大阪支店

### 【第2回】

- 開催日 1月18日、20日
- 場所 株式会社ヤマシタ 練馬営業所 研修室

## (9) 介護サービス情報の公表に対応する必要な研修等の開催

介護サービス情報の公表制度において、事業所で必要とされている認知症及び認知症ケアに関する研修やプライバシーの保護の取り組みに関するオンライン研修等を実施し、78名が受講した。

## (10) スキルアップセミナー・タウンミーティングの開催支援

委託事業として、主にFJC会員を対象に開催されるスキルアップセミナーやタウンミーティング等の開催を支援した。スキルアップセミナーは4回、受講者合計146名、タウンミーティングは1回受講者84名となった。

### スキルアップセミナー

#### 1. 一般社団法人 生涯現役ハウス

### 【第1回】

- 開催日 8月10日
- 場所 オンライン開催
- 講師 QOL研究所所長 古武術介護塾塾長 福井 義幸 氏
- 内容 福祉住環境エッセンシャル講座 ～第1回 福祉建築編～

### 【第2回】

- 開催日 9月14日
- 場所 オンライン開催
- 講師 QOL研究所所長 古武術介護塾塾長 福井 義幸 氏
- 内容 福祉住環境エッセンシャル講座 ～第2回 福祉用具編～

### 【第3回】

- 開催日 10月12日
- 場所 オンライン開催
- 講師 QOL研究所所長 古武術介護塾塾長 福井 義幸 氏
- 内容 福祉住環境エッセンシャル講座 ～第3回 介護技術編～

#### 2. NPO 法人高齢社会の住まいをつくる会

- 開催日 10月23日
- 場所 オンライン開催
- 講師 小島 操 氏
- 内容 在宅ケアの住まいづくりに必要な「対話」をみんなで考えてみよう

※前述の福祉住環境整備研修会(全5回分)もスキルアップセミナーとして開催した。  
タウンミーティング

高槻福祉住環境コーディネーター連絡協議会

- 開催日 9月10日
- 場所 オンライン開催
- 講師 大阪大学名誉教授 佐藤 真一 氏
- 内容 認知症の心理学～認知症の人の心の中はどうか～

#### (11)各種認定研修の開催支援

福祉用具専門相談員の自己研鑽を支援し、研修機会の確保を図るため、昨年度に続き、テクノエイド協会が主催する福祉用具プランナーを更新する際の指定研修となる「リフトリーダー養成研修」等の各ブロックでの開催(5回開催:受講者合計124名)を支援した。

##### 【岡山県ブロック】

- 開催日 11月8日～9日
- 内容 リフトリーダー研修
- 場所 きらめきプラザ、株式会社リョーキ岡山営業所
- 講師 市川 冽 氏

##### 【京都府ブロック】

- 開催日 11月18日～19日
- 内容 リフトリーダー研修
- 場所 有限会社 スマイルケア
- 講師 市川 冽 氏

##### 【鳥取県ブロック】

- 開催日 11月23日～24日
- 内容 リフトリーダー研修
- 場所 鳥取県立生涯学習センター
- 講師 市川 冽 氏

##### 【滋賀県ブロック】

- 開催日 12月5日～6日
- 内容 リフトリーダー研修
- 場所 滋賀県立 長寿社会福祉センター
- 講師 市川 冽 氏

##### 【新潟県ブロック】

- 開催日 12月20日～21日
- 内容 リフトリーダー研修
- 場所 新潟ユニゾンプラザ
- 講師 市川 冽 氏

#### (12) ブロック主催各種研修会の開催支援

ブロック主催で行なう各種研修会の開催を支援し、福祉用具専門相談員の自己研鑽に向けた環境整備を行った。

別紙令和4年度ふくせんブロック活動実績一覧参照。

#### (13) 関連団体との各種研修会の開催支援

福祉用具に関連が深い各種団体とブロックとの合同研修会の開催を支援し、多職種連携の環境整備を行った。

### 3. 会員、組織に関する活動

#### (1) 会員増強活動

既存会員による入会者獲得を会員増強活動として位置づけ、その成果をブロック活動費に加算した。

#### (2) 各ブロックの運営支援

各地域の会員の交流や各種研修会等のブロック活動を支援した。

#### (3) 賛助会員制度の充実と入会促進

新規賛助会員の募集・勧誘活動を積極的に行なっていくにあたり、動画配信や各種研修会等を企画し、ふくせん会員との情報交換の場を提供した。

##### 【令和4年度新規入会】

- ・株式会社ジェイテクト

#### (4) ふくせんレポートの発行

本会が行う会議、研修、イベント等や政策、制度に関連する情報等、会員にとって必要と思われる情報をレター形式の情報誌「ふくせんレポート」として、年3回発行した。

また、制度改正に関する動きなど、会員にとって重要な情報は、「号外」として11回発行し、多職種、他団体にも広く発信した。

##### 【実績】

- ・ふくせんレポート第11号：ふくせんチャンネル特集、バリアフリー2022、等  
(令和4年5月2日発行)
- ・ふくせんレポート第12号：定時社員総会、福祉用具専門相談員研究大会、等  
(令和4年7月31日発行)
- ・ふくせんレポート第13号：国際福祉機器展 H. C. R. 2022、福祉用具議員懇話会、等  
(令和4年10月22日発行)

#### 4. 政策提言、関係機関・団体に関する活動

##### (1) 国に対する政策提言に関する活動

福祉用具専門相談員の資質向上、専門性確保に向けた政策提言を行った。

###### 【実績】

1. 伊佐進一厚生労働副大臣への要望申入れ

- 訪問日 8月10日
- 場所 厚生労働省 副大臣室
- 内容 要望書の提出、等

2. 福祉用具議員懇話会 国際福祉機器展 H.C.R.2022 視察

- 訪問日 10月5日-7日
- 場所 東京ビックサイト
- 内容 会場へ来場された議員懇話会所属の国会議員を賛助会員出展ブースへ案内、等

##### (2) 他の職能・事業者の全国組織等との連携

会員への情報発信や合同研修の機会確保等などの環境整備に努めた。

##### (3) ブロック等を通じた都道府県・市区町村との連携等

各ブロックと都道府県、市区町村との情報交換等を通じた連携強化を支援した。

#### 5. 福祉用具専門相談員の研修ポイント制度の普及・推進

##### (1) 研修ポイント制度の普及・啓発活動

自己研鑽努力義務が平成27年4月に指定基準に明文化され、福祉用具専門相談員指定講習や介護支援専門員更新研修の講師等ができる人材の育成を目標に、福祉用具サービス計画作成SV(スーパーバイザー)養成研修をスタートさせた。

これら自己研鑽履歴の指標として活用できる研修ポイント制度の浸透を図った。  
令和4年度は、新規登録者2名、登録者総数は292名となった。

##### (2) 研修認証委員会の開催、認証結果・開講情報等の公表

研修ポイント付与の対象となる研修を認証するため、2ヶ月に1回程度、研修認証委員会を開催し、認証を行うと共に、認証結果・研修の開講情報等をホームページで公表した。令和4年度は60件の研修を認証した。

##### (3) 研修ポイントの認定と登録支援

制度登録者が、基本情報等の登録を円滑に行い、ホームページからポイントの申請が容易にできるように手順を整備した。また、制度登録者数が伸び悩む現状を踏まえ、制度上の課題把握と申請手続き等の改善を検討した。

## 6. 広報に関する活動

### (1) 公式ホームページ、メールマガジンの充実

福祉用具専門相談員や本会の活動についての理解を深めるためホームページを活用し情報発信を行なった。また情報を迅速に提供するツールとしてメールマガジンを令和4年度は198本配信した。

### (2) 商品説明等の動画配信ホームページの充実

賛助会員が作成している商品説明等の動画を配信するホームページ(ふくせんチャンネル)を活用した情報提供を行なった。22社92本の動画を配信しており、チャンネル登録者数は717人、開設時からの総再生数は約3.1万回に達した。

### (3) バリアフリー展 2022、国際福祉機器展 H. C. R. 2022 への出展・イベント開催

本会が昨年度実施した事業内容の報告及び今年度取り組む主な活動をメインテーマにシンポジウム、企画展示を通じた普及・啓発活動を行った。また福祉用具専門相談員研究大会に関する周知や、次期介護保険制度改正等に向けた福祉用具の動向報告を合わせて行った。  
※前述の令和6年度(2024年度)介護保険制度改正等に向けた福祉用具の動向講演会、福祉用具サービス計画書に基づくPDCAサイクル推進研修会として2回実施し、受講者合計は131名

・バリアフリー展 2022:令和4年6月8日～10日:大阪府

【ふくせんセミナー】

- 開催日 6月8日
- 開催形式 招集形式、後日アーカイブ配信
- 内容 2021年度老健事業の成果と課題から考える 福祉用具専門相談員への提言

・国際福祉機器展 H.C.R.2022 令和4年10月5日～7日:東京都

【ふくせんセミナー】

- 開催日 10月5日
- 開催形式 招集形式、後日アーカイブ配信
- 内容 老健事業の報告と福祉用具専門相談員への提言

### (4) 「福祉用具貸与・販売事業所における業務継続計画(BCP)作成対応マニュアル」の制作および配布

全国生活協同組合連合会、こくみん共済 coop(全労済)からの助成金をもとに、「福祉用具貸与・販売事業所における業務継続計画(BCP)作成対応マニュアル」を制作し、全会員に配布、更に、本マニュアルの解説動画を配信し、福祉用具専門相談員の質の向上を図った。

## 7. 調査に関する活動

### (1) 令和4年度厚生労働省老健事業への取り組み

令和4年度は下記事業を受託した。

#### 【福祉用具貸与等におけるサービスの見える化及びサービス向上に資するPDCA推進に関する研究事業】への取り組み

本事業においては、様式改編案(サービス支援経過記録含む)を試用した貸与事例のデータを蓄積し、福祉用具専門相談員のPDCA実践過程の明確化、評価の視点やサービス内容の可視化、他職種との連携等の標準化、福祉用具貸与事業所におけるPDCAの推進を目的とし、試行運用と記載内容のデータ収集、分析、ヒアリング調査等を行い、報告書を作成した。

### (2) 世田谷区福祉用具訪問調査への協力と他の自治体に対する同事業の普及・啓発活動

世田谷区は、介護給付適正化事業において福祉用具販売に係る訪問調査を行っている。

この事業は、福祉用具専門相談員のモニタリング技術に着目し、本会会員である福祉用具専門相談員を調査員として、区担当者の行う指導、助言の補助を行っている。

令和4年度は本調査事業を再開したがコロナ禍の影響もあり調査件数は減少した。

※記載されている役職は令和5年3月末現在

以上

令和4年度 ふくせんブロック活動実績一覧

開催日	ブロック名	開催形式	テーマ	講師
4月8日	広島県	オンライン	福祉用具貸与事業者のための個人情報保護法	井澤わかな
4月26日	鹿児島県	オンライン	排泄予測デバイス「DFree HomeCare」販売時の取り扱いについて	トリプル・ダブリュー・ジャパン(株)
5月17日	静岡県	オンライン	新しい特定福祉用具「排泄予測支援機器」を知ろう	トリプル・ダブリュー・ジャパン(株)
5月20日	三重県	オンライン	24年改定を先読み 福祉用具貸与・販売のあり方検討の行方 福祉用具専門相談員・ケアマネジャー業務で考えられる影響は？	堀田 護
7月7日	兵庫県	オンライン	『次期介護保険制度改正の動向』	岩元文雄
7月20日	静岡県	オンライン	1.特福対象商品となった排泄予測支援用具「Dfree」について 2.AI 器機の促進について（歩行解析トルトなど） 3.コロナ架を経て変化したことについて（営業方法やご利用者対応など）	-
8月23日	東京都	オンライン	「次期介護保険制度改正の動向」	岩元文雄
9月15日	神奈川県	オンライン	1.BCP を考える～東日本大震災の体験談より～ 2.ベッド関連における事故の現状と安全性向上のためのアプリ活用方法について	多田 和史 パラマウント ベッド
10月14日	東京都	集合	ハンドル形電動車椅子の安全利用研修	(株)セリオ
10月17日	岩手県 青森県	オンライン	次期介護保険制度改正の動向	岩元文雄
11月4日	埼玉県	インタビュー	埼玉ブロック通信10月号「埼玉県介護支援専門員協会会長にインタビュー」	長谷川佳和
11月8日	岡山県	集合	リフトリーダー養成研修	市川 洌
11月18日	京都府	集合	リフトリーダー養成研修	市川 洌
11月23日	鳥取県	集合	リフトリーダー養成研修	市川 洌
11月25日	長崎県	オンライン	開催日： 令和 4年 11月 25日(金) 15：00～16：30 オンライン型式(Zoom) (感染症に配慮した) 福祉用具活用に関するヒヤリハット検討会	-
12月4日	埼玉県	インタビュー	埼玉ブロック通信12月号「さいたま市介護支援専門員協会会長にインタビュー」	宮本 好彦
12月5日	滋賀県	集合	リフトリーダー養成研修	市川 洌
12月9日	石川県	集合	1.「介護保険における福祉用具サービスの見える化～福祉用具専門相談員に期待される役割～」 2.ハンドル形電動車椅子の安全利用研修	長倉 寿子 金沢福祉用具情報 プラザ (株)セリオ
12月16日	熊本県	集合	「福祉用具貸与事業におけるPDCAサイクルの確立に向けて」～老健事業の結果から考える福祉用具専門相談員の役割～	渡邊慎一 長倉寿子 岩元文雄



令和4年度 ふくせんブロック活動実績一覧

開催日	ブロック名	開催形式	テーマ	講師
12月16日	福岡県	集合	「福祉用具貸与事業におけるPDCAサイクルの確立に向けて」～老健事業の結果から考える福祉用具専門相談員の役割～	渡邊慎一 長倉寿子 岩元文雄
12月17日	沖縄県	集合	「福祉用具貸与事業におけるPDCAサイクルの確立に向けて」～老健事業の結果から考える福祉用具専門相談員の役割～	渡邊慎一 長倉寿子 岩元文雄
12月20日	新潟県	集合	リフトリーダー養成研修	市川 洌
1月16日	兵庫県	集合	公明党兵庫県内議員の福祉用具疑似体験及び意見交換会	-
1月24日	東京都	オンライン	「知っているつもりになっていませんか？ 各種ハラスメント！」	井澤 わかな
2月3日	京都府	集合	第1部：福祉用具貸与事業者・福祉用具専門相談員に期待すること 第2部：福祉用具専門相談員に求められる質の向上とは何か	長倉 寿子 岩元 文雄
	大阪府			
	兵庫県			
	滋賀県			
	奈良県			
	和歌山県			
2月10日	宮城県	集合	第1部：福祉用具貸与事業者・福祉用具専門相談員に期待すること 第2部：福祉用具専門相談員に求められる質の向上とは何か	鈴木 達也 岩元 文雄
	福島県			
	山形県			
3月10日	広島県	集合	第1部：福祉用具貸与事業者・福祉用具専門相談員に期待すること 第2部：福祉用具専門相談員に求められる質の向上とは何か	長倉 寿子 岩元 文雄
	岡山県			
	山口県			
3月16日	三重県	併用	BCP(事業継続計画)作成研修	前田 研人
3月16日	埼玉県	インタビュー	埼玉ブロック通信3月号「ケアマネの会あげお（上尾市）佐々木会長にインタビュー」	佐々木 伸介

一般社団法人全国建設用器具販売協議会  
令和4年度決算書(案)  
自 令和4年1月1日 至 令和5年3月31日

配当 号 号	項目	記号	算式	令和4年度通期予算(4-3月)										令和4年度実績		備考(注:各封上掲載)	
				自主事業			研修ポイント事業			助成事業				事業収入 合計(実績)	予算差額 (実績-予算)		
				一般 (袋巻)	SV	夏期研修 (ふくむむ認定)	自主事業 合計(A)	研修ポイント 事業合計(B)	老健	生涯	生涯 委託事業	取成事業 合計(C)					
1	A 正会員会費収入			23,200,000	0	0	23,200,000	0	0	0	0	0	0	23,200,000	15,320,000	▲ 7,880,000	通年度会費 110,000円分含 継ヤマシが賛助会員へ移行
2	B FIC会員会費収入			5,000,000	0	0	5,000,000	0	0	0	0	0	0	5,000,000	4,855,000	▲ 145,000	通年度会費 80,000円分含
3	C A/B 正会員 FIC会員会費収入計			28,200,000	0	0	28,200,000	0	0	0	0	0	0	28,200,000	20,175,000	▲ 8,025,000	
4	D 賛助会員会費収入			5,500,000	0	0	5,500,000	0	0	0	0	0	0	5,500,000	11,000,000	5,500,000	賛助会費1100円分(ヤマシタ60口含)
5	E C/D 会費収入合計			33,700,000	0	0	33,700,000	0	0	0	0	0	0	33,700,000	31,175,000	▲ 2,525,000	
6	P 制度初出登録料			0	0	0	0	30,000	0	0	0	0	0	30,000	6,000	▲ 24,000	登録料3,000円×2名
4	生涯生活習慣改善事業収入			0	0	0	0	0	0	0	0	483,000	483,000	80,320	▲ 412,480		
5	生涯生活習慣改善事業収入			228,000	0	0	228,000	0	0	0	0	0	0	228,000	81,211	▲ 146,789	
6	生涯生活習慣改善事業収入			236,000	0	0	236,000	0	0	0	0	0	0	236,000	288,790	52,790	生涯生活習慣改善事業収入
7	研修事業収入			770,000	450,000	300,000	1,520,000	0	0	0	0	0	0	1,520,000	702,720	▲ 817,280	生涯生活習慣改善事業収入、生涯生活習慣改善事業収入
8	FICが提議活動費収入			676,000	0	0	676,000	0	0	0	0	0	0	676,000	2,270,915	1,594,915	FICが提議活動費収入
9	労務助成金事業収入			0	0	0	0	0	0	14,000,000	0	0	14,000,000	15,000,000	1,000,000		
10	消費生活習慣改善活動助成金事業収入			0	0	0	0	0	0	0	2,000,000	0	2,000,000	1,000,000	▲ 1,000,000	生活助成金(280万の内100万円含、残り180万は事後精算)	
11	雑収入			10,000	0	0	10,000	0	0	0	0	0	0	10,000	82,555	72,555	会員講習費収入、各年度及び前年度利息等書籍販売益等
12	合計調整額			0	0	0	0	280,000	0	0	0	0	0	280,000	274,034	14,034	老健事業、研修ポイント事業負担分
当期収入合計				35,620,000	450,000	300,000	36,370,000	290,000	14,000,000	2,000,000	483,000	16,483,000	50,961,745	▲ 2,191,255			

I. 支出の部

項目	記号	令和4年度普通預り予算(4-3月)										令和4年度実績		備考			
		自主事業			研修ポイント事業		助成事業					専修支出 合計(A+B+C)	専修支出 合計(実績)		予算差額 (実績-予算)		
		一般 (教職)	SV	更新研修 (ふくせいの認定) 合計(A)	研修ポイント 事業 合計(B)	老健事業	生涯事業	特別 委託事業	助成事業 合計(C)								
1		0	0	0	0	299,000	0	0	0	299,000	0	0	299,000	480,000	181,000	専修購入費	
2		145,000	80,000	0	205,000	0	0	0	0	0	0	0	205,000	77,814	▲ 127,186	専修購入費	
3		1,275,000	0	0	1,275,000	0	0	0	0	0	0	0	1,275,000	2,642,504	1,367,504	17プロック活動費として	
4		150,000	0	0	150,000	0	0	0	0	0	0	0	150,000	0	▲ 150,000		
5		3,318,000	0	0	3,318,000	0	0	0	0	0	0	0	3,318,000	2,822,678	▲ 495,322	ふくせいのレポート、中など情報発信、SV研修オンライン撮影費	
6		1,350,000	80,000	0	1,430,000	0	655,000	0	25,000	680,000	0	0	2,120,000	2,169,007	48,007	事務用品費	
7		0	0	0	0	180,000	0	0	0	0	0	0	180,000	180,918	918	認定証委員会謝金	
8		0	0	0	0	60,000	0	0	0	0	0	0	60,000	0	▲ 60,000		
9		0	0	0	0	50,000	0	0	0	0	0	0	50,000	0	▲ 50,000		
10		1,309,000	10,000	3,000	1,322,000	0	1,396,000	300,000	2,000	1,698,000	0	0	3,020,000	1,216,272	▲ 1,803,728	郵送料、旅費、ネットワーキング回線費、等	
11		0	2,000	1,000	3,000	0	42,000	0	0	42,000	0	0	42,000	4,897	▲ 40,103	事務用品費	
12		629,000	28,000	13,000	669,000	0	1,893,000	1,500,000	0	3,393,000	0	0	4,081,000	3,244,794	▲ 816,206	コピー機代、生原印刷費等	
13		1,405,000	0	0	1,405,000	0	10,000	0	0	10,000	0	0	1,415,000	274,002	▲ 1,140,998	研修会金費等	
14		0	0	0	0	693,000	0	693,000	0	693,000	0	0	693,000	838,824	145,824	老健事業	
15		910,000	186,000	42,000	1,138,000	0	475,000	200,000	380,000	1,055,000	0	0	2,150,000	1,327,225	▲ 822,775	研究会、各種委員会、等	
17		18,950,000	0	0	18,950,000	0	6,785,000	0	0	6,785,000	0	0	25,735,000	25,759,068	24,068	ヤマダ、幸和製作所、F&O委託先等	
18		20,000	5,000	5,000	30,000	0	0	0	103,000	103,000	0	0	133,000	26,432	▲ 106,568	修繕費	
19		0	0	0	0	1,772,000	0	0	0	1,772,000	0	0	1,772,000	3,772,970	2,000,970	老健、福祉手袋、アンケータ集計費等	
		29,661,000	359,000	64,000	30,084,000	290,000	14,000,000	2,000,000	490,000	16,490,000	0	0	46,864,000	44,827,405	▲ 2,036,595		
		2,283,000	0	0	2,283,000	0	0	0	0	0	0	0	2,283,000	2,665,223	372,223	派遣員給与	
		130,000	0	0	130,000	0	0	0	0	0	0	0	130,000	120,380	▲ 9,620	福利厚生費	
		20,000	0	0	20,000	0	0	0	0	0	0	0	20,000	179,053	159,053	手土産代、お花代、香典代等	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		150,000	0	0	150,000	0	0	0	0	0	0	0	150,000	210,866	60,866	消耗品費等	
		130,000	0	0	130,000	0	0	0	0	0	0	0	130,000	171,248	41,248	水道、光熱費	
		1,911,000	0	0	1,911,000	0	0	0	0	0	0	0	1,911,000	1,904,858	▲ 6,142	賃料・共益費(更新費あり)	
		372,000	0	0	372,000	0	0	0	0	0	0	0	372,000	368,874	▲ 3,126	PC代	
		70,000	0	0	70,000	0	0	0	0	0	0	0	70,000	82,700	12,700	印刷、伝達費等	
		623,000	0	0	623,000	0	0	0	3,000	3,000	0	0	626,000	400,877	▲ 225,123	修繕費、修繕費等	
		5,689,000	0	0	5,689,000	0	0	0	0	0	0	0	5,702,000	6,103,679	401,679	修繕費、修繕費等	
		280,000	0	0	280,000	0	0	0	0	0	0	0	280,000	274,034	▲ 5,966	老健事業、研修ポイント事業負担分	
		280,000	0	0	280,000	0	0	0	0	0	0	0	280,000	274,034	▲ 5,966		
		35,620,000	359,000	64,000	36,043,000	290,000	14,000,000	2,000,000	493,000	16,493,000	0	0	52,826,000	51,205,118	▲ 1,620,882		
		0	91,000	236,000	327,000	0	0	0	0	0	0	0	327,000	0	▲ 327,000		
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	▲ 243,373	▲ 243,373	0	
		36,682,891	1,404,596	340,966	38,438,453	0	0	0	0	0	0	0	38,438,453	38,438,453	0		
		36,682,891	1,404,596	340,966	38,438,453	0	0	0	0	0	0	0	38,438,453	38,195,080	▲ 243,373		

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会  
 附属明細書(案)  
 令和5年3月31日現在

(単位:円)

項目		金額	備考
1	小口現金	463,199	
2	普通預金(高輪台支店)	9,048,890	普通預金残(団体口座)
3	郵便貯金	22,706,706	郵便貯金
4	郵便貯金(SV養成)	721,004	郵便貯金
5	郵便貯金(更新研修)	145,593	郵便貯金
6	普通預金(ブロック口座)	5,653,264	普通預金残(ブロック口座)
現金預金合計		38,738,656	
7	未収入金	50,000	理事長講師謝金
流動資産合計		38,788,656	
1	未払金	486,706	令和5年3月分管理費用等
2	預り金	106,870	令和6年度正会員年会費等
流動負債合計		593,576	
正味財産合計		38,195,080	

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会  
 貸借対照表(案)  
 令和5年3月31日現在

(単位:円)

科目	前年度	当年度	増減
I 資産の部			
流動資産			
現金預金	39,868,659	38,738,656	▲ 1,130,003
前払費用	458,525	0	▲ 458,525
未収入金	0	50,000	50,000
流動資産合計	40,327,184	38,788,656	▲ 1,538,528
資産合計	40,327,184	38,788,656	▲ 1,538,528
II 負債の部			
流動負債			
未払金	199,916	486,706	286,790
預り金	1,688,815	106,870	▲ 1,581,945
流動負債合計	1,888,731	593,576	▲ 1,295,155
負債合計	1,888,731	593,576	▲ 1,295,155
III 正味財産の部			
一般正味財産	38,438,453	38,195,080	▲ 243,373
正味財産合計	38,438,453	38,195,080	▲ 243,373
負債及び正味財産合計	40,327,184	38,788,656	▲ 1,538,528


# 監査報告書

令和5年5月15日

一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会  
理事長 岩元 文雄 殿

一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会

監事 井澤 かな 

監事 海田 尚広 

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会の令和4年度会計年度における会計及び業務の監査を行い、次の通り報告いたします。

## 1、 監査の方法の概要

- (1) 会計監査について、帳簿及び計算書類すなわち貸借対照表・収支計算書並びに附属明細書の閲覧等必要な監査手続きを実施し、計算書類の正確性を検討いたしました。
- (2) 業務監査について、理事及び関係者より業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧等必要な監査手続きを実施し、理事の業務執行の妥当性を検討いたしました。

## 2、 監査意見

- (1) 貸借対照表・収支計算書は、会計帳簿の記載金額と一致し、当法人の財政状態及び収支状況を正しく示していたことを認めます。
- (2) 理事の業務の執行に関する不整の行為及び法令若しくは定款に反する重大な事項はないと認めます。

以上

## 第3号議案 役員を選任(案)に関する件

## 1. 新任理事の候補者(案) 2名

黒岩 嘉弘 公益財団法人テクノエイド協会 常務理事

鈴木 みどり 株式会社トップコーポレーション 代表取締役社長

任期については他の理事と同様令和6年度総会までとする。

※顧問につきましては、令和5年度理事会において下記の通り選任されました。

## 【新任顧問】 1名

荒井 祐子 有限会社スマイルケア 取締役会長

※退任される理事につきましては、以下の通りご報告させていただきます。

## 【退任理事】 2名

荒井 祐子 有限会社スマイルケア 取締役会長

長田 信一 公益財団法人テクノエイド協会 前常務理事

(名簿は敬称略、五十音順)

以上

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会  
令和5年度事業計画

令和5年度基本方針

1. 「WITH・コロナ」に関する社会状況を勘案しながら、オンラインを活用した研修会や動画配信の継続開催、また招集形式の研修の再開等による福祉用具専門相談員の自己研鑽環境整備の推進を図り、福祉用具専門相談員の資質向上に貢献する。
2. 福祉用具専門相談員研究大会の共催団体として福祉用具専門相談員が取り組んだ研究結果や好事例に対する発表機会を提供することで、科学的介護及びPDCAサイクル推進を促進し、福祉用具専門相談員の専門性を高め、資質向上を図る。
3. 会員増強並びに全国組織化を推し進めるとともに、活発なブロック活動に必要な支援等を行い、職能団体としての地位向上に資する活動を展開する。ブロック未設置の10道県のブロック設立への協会の関わりを深める。
4. 賛助会員とふくせん会員の交流が定期的且つ効果的に図れるよう、各種イベントや研修、広報など様々な活動を通じて、情報交換等の場を設定する。
5. 会員ニーズを把握するとともに、政策や制度の動向を注視し適切な対応を図り、必要に応じ適時提言等を行う。

1. 社員総会・理事会等の開催、運営

(1) 定時社員総会の開催

令和5年6月23日に定時社員総会を開催し、令和4年度事業報告(案)・収支決算報告(案)等について、社員に審議・承認を求める。併せて令和5年度事業計画・収支予算等の実施について、社員に協力を求める。

(2) 理事会の開催

事業計画、収支予算の作成・実施、その他会務において、適正な業務の執行に関する事項を議決するための理事会を開催する。

(3) 正副理事長会議の開催

理事会の補助・調整等を行うため、必要に応じ、理事会の開催に先立ち正副理事長会議を開催する。

#### (4) ブロック長会議の開催

ブロック組織の強化、活動の活性化を図るとともに、オンラインを活用しつつブロック長など各ブロックの関係者を集め、他ブロックとの連携強化や情報交換の場となるブロック長会議を開催する。

## 2. 委員会等の設置・開催

#### (1) 福祉用具専門相談員更新研修(ふくせん認定)普及推進検討委員会の開催

福祉用具専門相談員更新研修(ふくせん認定)の更なる普及推進を図るため、オンライン化の運用や研修修了者に向けた資格名称の検討、各都道府県の研修実施機関との課題整理等のための検討委員会を開催する。

#### (2) 第4回福祉用具専門相談員研究大会実行委員会の開催

令和5年6月22日(木)にオンライン併用で開催される「第4回福祉用具専門相談員研究大会(日本福祉用具供給協会との共催)」に向けて、各協力機関並びに担当者との連携、調整を図るための実行委員会を開催する。

#### (3) ブロック等組織化対策委員会の開催

未組織地域へのブロック設立に向けた情報交換や、協力体制の構築を目的に、年度内においてのブロック活動の中間報告、活動好事例に関する情報共有、共催イベントの企画立案など、ブロック等組織化対策委員会を開催する。

#### (4) 福祉用具サービス計画書改編様式及びPDCAサイクル推進に関する普及啓発検討委員会の開催(新規)

令和3年度・令和4年度に本会が厚生労働省老人保健健康増進等事業において実施した事業内容に基づき、福祉用具サービス計画書改編様式の普及啓発の方策等(研修会開催、動画配信、冊子作成等)、及び福祉用具サービス提供においてエビデンスに基づく科学的介護、及びPDCAサイクル推進に関する課題整理等の検討委員会を開催する。

#### (5) 福祉用具サービス計画作成SV(スーパーバイザー)養成研修検討委員会の開催

SV養成研修の課題整理と改善策検討等のため委員会を開催する。

#### (6) ふくせん会員向けサービスの拡充チームミーティングの開催

会員増強に向けた各種会員サービスの見直しや会員向け満足度調査の実施などサービスの拡充に向けたチームミーティングを開催する。

#### (7) 福祉用具専門相談員の研修ポイント制度の今後の在り方に関する検討委員会の開催(新規)

平成23年度の老人保健健康増進等事業による「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度の調査研究事業」以降本会にて実施してきた研修ポイント制度に関して、今後の在り方に関する検討委員会を開催する。



### 3. 研究・研修に関する活動

(1) **令和 6 年度(2024 年度)介護保険制度改正等に向けた動向講演会の開催**

「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会」で示された中間整理や、介護保険部会、給付費分科会等での審議内容、令和 6 年度改正に向けた福祉用具専門相談員や事業所の対応すべき点を踏まえて、今後の動向に関する講演会を開催する。

(2) **施設や在宅におけるテクノロジー(介護ロボット・ICT 等)の活用に関する研修会の開催(新規)**

令和 6 年度(2024 年度)改正に向けた課題となっている介護ロボットや ICT 技術を活用した介護環境、及び福祉用具専門相談員や在宅・施設職員の生産性向上に関する研修会を開催する。

(3) **業務継続計画(BCP)・高齢者虐待防止等に関する研修会の開催(新規)**

令和 3 年度介護報酬改定において全ての介護サービス事業所に義務付けられ 3 年の経過期間が設けられた業務継続計画(BCP)や高齢者虐待防止等に関する注意喚起を促すために研修会を開催する。

(4) **福祉住環境整備に関する研修会の開催**

福祉住環境整備について、福祉住環境コーディネーター、福祉用具専門相談員に対して研修会を開催する。

(5) **動画配信サービスやオンライン研修会・商品説明会等の開催**

会員向けサービスの一環として令和 2 年度より実施している、ホームページを活用した動画配信やオンライン会議システムを活用した非招集形の研修会開催、賛助会員による商品説明会等を継続して行なう。

(6) **福祉用具専門相談員更新研修(ふくせん認定)の普及・開催**

福祉用具専門相談員更新研修修了者の制度化を見据え、受講機会を全国的に確保する。オンライン研修の実施、指定講習機関へのPR活動、並びにその支援活動を行い、全国的に研修修了者を増やし、制度改正に向けた準備を行う。

(7) **第 4 回福祉用具専門相談員研究大会の開催**

令和 5 年 6 月 22 日に開催予定の「第 4 回福祉用具専門相談員研究大会(日本福祉用具供給協会との共催)」にて、福祉用具専門相談員が取り組んだ研究結果や好事例等の発表機会を持つことで、福祉用具専門相談員の専門性を高め、資質向上を図る。

(8) **ハンドル形電動車椅子の安全利用講習会の開催**

令和 2 年度に実施した「ハンドル形電動車椅子の安全利用に係る調査研究事業」の成果物となる安全利用のためのガイドライン、及び指導手順書に基づいた講習会を開催する。

(9) **福祉用具サービス計画作成 SV(スーパーバイザー)養成研修の開催**

福祉用具専門相談員指定講習において、「福祉用具サービス計画」の講義・演習を行うと共に、地域での「福祉用具サービス計画」の指導を担うスーパーバイザー(福祉用具専門相談員)の養成研修を開催する。

**(10) 介護サービス情報の公表に対応する必要な研修等の開催**

介護サービス情報の公表制度において、事業所で必要とされている認知症及び認知症ケアに関する研修やプライバシーの保護の取り組みに関する研修等を開催する。

**(11) スキルアップセミナー・タウンミーティングの開催支援**

委託事業として、主にFJC会員を対象に開催されるスキルアップセミナーやタウンミーティング等の開催を支援する。

**(12) 各種認定研修の開催支援**

福祉用具専門相談員の自己研鑽を支援し、研修機会の確保を図るため、昨年度に続き、テクノエイド協会が主催する福祉用具プランナーを更新する際の指定研修となる「リフトリーダー養成研修」等の各ブロックでの開催を支援する。

**(13) ブロック主催各種研修会の開催支援**

ブロック主催で行なう各種研修会の開催を支援し、福祉用具専門相談員の自己研鑽に向けた環境整備を行う。

**(14) 関連団体との各種研修会の開催支援**

福祉用具に関連が深い各種団体とブロックとの合同研修会の開催を支援し、多職種連携の環境整備を行う。

**4. 会員、組織に関する活動**

**(1) 会員増強活動**

既存会員による入会者獲得を会員増強活動として位置づけ、その成果をブロック活動費に加算する。

**(2) 各ブロックの運営支援**

各地域の会員の交流や各種研修会等のブロック活動を支援する。

**(3) 新規ブロックの設立**

令和6年度(2024年度)介護保険制度改正等に向けた動向講演会の機会を活用しつつ、ブロック未設置の10道県のブロック設立を順次進める。

**(4) 賛助会員制度の充実と入会促進**

新規賛助会員の募集・勧誘活動を積極的に行なっていくにあたり、動画配信や各種研修会等を企画し、ふくせん会員との情報交換の場を提供する。

**(5) ふくせんレポートの発行**

本会が行う会議、研修、イベント等や政策、制度に関連する情報等、会員にとって必要と思われる情報をレター形式の情報誌「ふくせんレポート」として、年4回程度発行する。

また、制度改正に関する動きなど、会員にとって重要な情報は、「号外」として発行し、多職種、他団体にも広く発信していく。

## 5. 政策提言、関係機関・団体に関する活動

### (1) 国に対する政策提言に関する活動

福祉用具専門相談員の資質向上、専門性確保に向けた政策提言を行なう。

### (2) 他の職能・事業者の全国組織等との連携

会員への情報発信や合同研修の機会確保等などの環境整備に努める。

### (3) ブロック等を通じた都道府県・市区町村との連携等

各ブロックと都道府県、市区町村との情報交換等を通じた連携強化を支援する。

## 6. 福祉用具専門相談員の研修ポイント制度の普及・推進

### (1) 研修ポイント制度の普及・啓発活動

自己研鑽努力義務が平成 27 年 4 月に指定基準に明文化され、福祉用具専門相談員指定講習や介護支援専門員更新研修の講師等ができる人材の育成を目標に、福祉用具サービス計画作成SV(スーパーバイザー)養成研修をスタートさせた。

これら自己研鑽履歴の指標として活用できる研修ポイント制度の浸透を図る。

### (2) 研修認証委員会の開催、認証結果・開講情報等の公表

研修ポイント付与の対象となる研修を認証するため、2 ヶ月に 1 回程度、研修認証委員会を開催し、認証を行うと共に、認証結果・研修の開講情報等をホームページで公表する。

### (3) 研修ポイントの認定と登録支援

制度登録者が、基本情報等の登録を円滑に行い、ホームページからポイントの申請が容易にできるように手順を整備する。また、制度登録者数が伸び悩む現状を踏まえ、制度上の課題把握と申請手続き等の改善を検討する。

## 7. 広報に関する活動

### (1) 公式ホームページ、メールマガジンの充実

福祉用具専門相談員や本会の活動についての理解を深めるためホームページを活用し情報発信を行なう。また情報を迅速に提供するツールとしてメールマガジンの配信を行なう。

### (2) 商品説明等の動画配信ホームページの充実

賛助会員が作成している商品説明等の動画を配信するホームページ(ふくせんチャンネル)を活用した情報提供を行なう。

### (3) バリアフリー展 2023、国際福祉機器展 H. C. R. 2023 への出展・イベント開催

本会が昨年度実施した事業内容の報告及び今年度取り組む主な活動をメインテーマにシンポジウム、ワークショップ、企画展示を通じた普及・啓発活動を行う。また福祉用具専門相談員研究大会に関する周知や、次期介護保険制度改正等に向けた福祉用具の動向報告を合わせて行なう。

・バリアフリー展 2023

令和5年4月19日～21日

・国際福祉機器展 H.C.R.2023

令和5年9月27日～29日

**(4) 「認知症基礎知識及び福祉用具利用時に注意すべきポイント集」の制作および配布**

東京都民共済生活協同組合、こくみん共済coop(全労済)からの助成金をもとに、「認知症基礎知識及び福祉用具利用時に注意すべきポイント集」を制作し、全会員に配布することにより、福祉用具専門相談員の質の向上を図る。

**(5) 10月1日「福祉用具の日」協賛イベントへの協力実施**

「福祉用具の日」推進協議会は、厚生労働省、経済産業省の後援を得て、福祉用具法の施行日である10月1日を「福祉用具の日」として、全国的な福祉用具の普及・啓発活動を展開しており、本会においてもこの趣旨に賛同し、協賛イベントを実施する。

**(6) 各種テキスト等発行の検討**

政策・制度に対応するとともに、福祉用具専門相談員の質の向上に資する各種テキスト等の発行を検討する。

**8. 調査に関する活動**

**(1) 令和5年度厚生労働省老健事業への取り組み**

老人福祉の増進を図るため、厚生労働省老人保健健康増進等事業に申請を行う。

事業採択後は検討委員会、作業部会を組織し、両委員会と事務局が協力して調査、分析を進め、報告書作成後、国への報告を行う。

**(2) 世田谷区福祉用具訪問調査への協力と他の自治体に対する同事業の普及・啓発活動**

世田谷区は、介護給付適正化事業において福祉用具販売に係る訪問調査を行っている。

この事業は、福祉用具専門相談員のモニタリング技術に着目し、本会会員である福祉用具専門相談員を調査員として、区担当者の行う指導、助言の補助を行っている。

福祉用具の適正化の重要性は引き続き重要なテーマであることから、令和5年度も引き続き協力するとともに、他の自治体への展開にも備える。

以上

令和5年度収支予算

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会  
 令和5年度収支予算  
 自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日

I 収入の部		令和5年度通期予算 (4-3月)														
番号	記号	算式	項目	記号	算式	自主事業 (A)				研修ポイント事業 (B)			助成事業 (C)			事業収入合計 (A)+(B)+(C)
						一般(狭義)	SV	更新研修(ふくせん認定)	自主事業合計(A)	研修ポイント事業合計(B)	老健	生協	世田谷委託事業	助成事業合計(C)		
1	A		正会員会費収入			16,670,000	0	0	16,670,000	0	0	0	0	0	0	16,670,000
2	B		FJC会員会費収入			5,000,000	0	0	5,000,000	0	0	0	0	0	0	5,000,000
3	C+A+B		正会員・FJC会員会費収入計			21,670,000	0	0	21,670,000	0	0	0	0	0	0	21,670,000
4	D		賛助会員会費収入			11,500,000	0	0	11,500,000	0	0	0	0	0	0	11,500,000
5	E C+D		会費収入合計			33,170,000	0	0	33,170,000	0	0	0	0	0	0	33,170,000
6			P制度初期登録料			0	0	0	0	30,000	0	0	0	0	0	30,000
4			世田谷委託事業収入			0	0	0	0	0	0	0	246,000	246,000	0	246,000
5			書籍販売等事業収入			67,000	0	0	67,000	0	0	0	0	0	0	67,000
6			講演料収入			164,000	0	0	164,000	0	0	0	0	0	0	164,000
7			研修事業収入			600,000	640,000	300,000	1,540,000	0	0	0	0	0	0	1,540,000
8			ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ相織活動費収入			1,019,000	0	0	1,019,000	0	0	0	0	0	0	1,019,000
9			厚労省助成金事業収入			0	0	0	0	0	14,000,000	0	0	14,000,000	0	14,000,000
10			消費生活協同組合助成金事業収入			0	0	0	0	0	0	4,000,000	0	4,000,000	0	4,000,000
11			雑収入			10,000	0	0	10,000	0	0	0	0	0	0	10,000
12			会計間振替			0	0	0	0	260,000	0	0	0	0	0	260,000
			当期収入合計	①		35,030,000	640,000	300,000	35,970,000	290,000	14,000,000	4,000,000	246,000	18,246,000	54,506,000	

項目	記号	形式	自主事業				研究ポイント 事業	助成事業				事業支出 合計 (A)+(B)+(C)		
			(A)		研究ポイント 事業合計(B)	(C)								
			一般 (換算)	SV		更新研修 (ふくむ正人認定)		生助事業	世田谷 委託事業	助成事業 合計(C)				
											自主事業 合計(A)		老健事業	助成事業 合計(C)
1			0	0	0	0	299,000	0	0	299,000	299,000			
2			21,000	80,000	0	101,000	0	0	0	0	101,000			
3			1,373,000	0	0	1,373,000	0	0	0	0	1,373,000			
4			150,000	0	0	150,000	0	0	0	0	150,000			
5			3,383,000	0	0	3,383,000	0	0	0	0	3,383,000			
6			1,800,000	70,000	0	1,870,000	0	655,000	0	12,500	667,500	2,537,500		
7			0	0	0	0	190,000	0	0	0	0	190,000		
8			0	0	0	0	50,000	0	0	0	0	50,000		
9			0	0	0	0	50,000	0	0	0	0	50,000		
10			1,418,000	10,000	3,000	1,431,000	0	1,395,000	600,000	1,000	1,997,000	3,428,000		
11			0	2,000	1,000	3,000	0	42,000	0	0	42,000	45,000		
12			793,000	26,000	13,000	832,000	0	1,893,000	3,000,000	0	4,883,000	5,725,000		
13			720,000	0	0	720,000	0	10,000	0	0	10,000	730,000		
14			0	0	0	0	0	693,000	0	0	693,000	693,000		
15			1,005,000	302,000	44,000	1,351,000	0	475,000	400,000	180,000	1,055,000	2,406,000		
17			19,495,000	0	0	19,495,000	0	6,765,000	0	0	6,765,000	26,260,000		
18			20,000	10,000	5,000	35,000	0	0	0	51,500	51,500	86,500		
19			0	0	0	0	0	1,772,000	0	0	1,772,000	1,772,000		
			30,178,000	500,000	66,000	30,744,000	290,000	14,000,000	4,000,000	245,000	18,245,000	49,279,000		
事業費														
1			2,329,000	0	0	2,329,000	0	0	0	0	0	2,329,000		
2			126,000	0	0	126,000	0	0	0	0	0	126,000		
3			150,000	0	0	150,000	0	0	0	0	0	150,000		
4			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
5			180,000	0	0	180,000	0	0	0	0	0	180,000		
6			184,000	0	0	184,000	0	0	0	0	0	184,000		
7			1,764,000	0	0	1,764,000	0	0	0	0	0	1,764,000		
8			408,000	0	0	408,000	0	0	0	0	0	408,000		
9			81,000	0	0	81,000	0	0	0	0	0	81,000		
10			400,000	0	0	400,000	0	0	0	1,000	1,000	401,000		
			5,622,000	0	0	5,622,000	0	0	0	1,000	1,000	5,623,000		
管理費														
1			260,000	0	0	260,000	0	0	0	0	0	260,000		
			260,000	0	0	260,000	0	0	0	0	0	260,000		
報告														
繰入金支出計			0			0			0			0		
予備費			140,000			234,000			374,000			374,000		
当期支出合計			500,000			66,000			14,000,000			18,248,000		
収支差額			▲1,030,000			0			▲1,030,000			▲1,030,000		
前期繰越額			37,055,180			426,296			38,195,080			38,195,080		
次期繰越額			36,025,180			426,296			37,165,080			37,165,080		

ふくせん新規入会・退会・会員数の推移

ふくせん 新規入会・退会・会員数の推移

年度	R3(2021)						R4(2022)					
	新規正会員	新規FJC会員	新規合計	退会正会員	退会FJC	退会合計	新規正会員	新規FJC会員	新規合計	退会正会員	退会FJC	退会合計
4月	5	1	6	22	48	70	4	5	9	24	48	24
5月	13	1	14	18	23	41	5	5	10	7	15	8
6月	5	1	6	19	16	35	16	1	17	8	13	5
7月	19	0	19	9	3	12	8	1	9	13	15	2
8月	21	0	21	7	3	10	25	0	25	17	18	1
9月	22	0	22	41	30	71	6	0	6	17	19	2
10月	59	0	59	1	3	4	23	1	24	4	5	1
11月	27	0	27	4	7	11	5	1	6	3	3	0
12月	15	0	15	12	5	17	8	0	8	25	45	20
1月	5	0	5	2	0	2	6	0	6	4	6	2
2月	0	0	0	5	1	6	6	0	6	7	10	3
3月	7	1	8	11	3	14	12	1	13	23	28	5
年度合計	198	4	202	151	142	293	124	15	139	152	225	73

※S会員は賛助会員で福祉用具専門相談員、FJC会員の方

※退会理由

2021年度	
退職・産休・育児	86
経済的理由	51
記入なし	9
異動の為	43
サービスに不満	41
会費未納(2年～)資格喪失	0
経費削減	0
事業撤退・利用者減少	6
関心がなくなつた	7
会員種別変更のため(FJCから正会員へ等)	2
その他(記入あり)	48
死亡のため	0
合計	293

※サービスに不満 正会員6名 FJC会員35名

その他(記入あり)の主な記載内容

- ・体調不良のため
- ・福祉用具に関わっていないため
- ・資格を活用する分野が見受けられないため

※退会理由

2022年度	
退職・産休・育児	94
経済的理由	19
記入なし	8
異動の為	28
サービスに不満	17
会費未納(2年～)資格喪失	25
経費削減	
事業撤退・利用者減少	8
関心がなくなつた	12
会員種別変更のため(FJCから正会員へ等)	2
その他(記入あり)	8
死亡のため	4
合計	225

※サービスに不満 正会員5名 FJC会員12名

その他(記入あり)の主な記載内容

- ・体調不良のため
- ・業務に関係がなくなつたため
- ・コロナ禍で活動機会が減少したため

## 賛助会員入退会状況

令和4年度 新規入会／1社

- ・株式会社ジェイテクト

令和4年度 退会会員／なし令和5年度 新規入会／3社

- ・コニカミノルタ QOL ソリューションズ株式会社
- ・タカノ株式会社
- ・株式会社バイオシルバー

## &lt;賛助会員一覧&gt;

株式会社モルテン／株式会社ケープ／シーホネンス株式会社／株式会社松永製作所／公益財団法人テクノエイド協会／株式会社カワムラサイクル／株式会社幸和製作所／アロン化成株式会社／パナソニックエイジフリー株式会社／株式会社社会保険研究所／株式会社ミキ／パラマウントベッド株式会社／日進医療器株式会社／株式会社ランダルコーポレーション／株式会社タイカ／KDDI株式会社／株式会社島製作所／豊通オールライフ株式会社／株式会社ウエルファン／株式会社イーストアイ／株式会社星光医療器製作所／徳武産業株式会社／矢崎化工株式会社／株式会社ウィズ／パラマウントケアサービス株式会社／中央法規出版株式会社／株式会社シコク／株式会社スマート／株式会社タマツ／RT.ワークス株式会社／小宮山印刷株式会社／株式会社プラッツ／シンエイテクノ株式会社／積水ホームテクノ株式会社／株式会社ニシケン／東京商工会議所／株式会社モリトー／株式会社テクノスジャパン／株式会社 ZIPCARE／凸版印刷株式会社／株式会社ジェイテクト／コニカミノルタ QOL ソリューションズ株式会社／タカノ株式会社／株式会社バイオシルバー

(申込順・44社 63口 令和5年5月1日現在)

以上



ブロック別令和4年度新規入会者数及び令和5年度ブロック活動費

	都道府県名	R4新規 入会者数 (R5.3末)	ブロック活動費	R4加算額	R5申請 上限額	ふくせん 正会員数 (R5.3末)	FJC会員数 (R5.3末)	賛助会員の 正会員数 (R5.3末)	会員数合計
1	北海道	1				23	18	0	41
2	青森県	1	50,000	1,000	51,000	16	0	0	16
3	岩手県	0	50,000	0	50,000	63	3	0	66
4	宮城県	1	50,000	1,000	51,000	32	11	0	43
5	秋田県	0	50,000	0	50,000	14	4	0	18
6	山形県	2	50,000	2,000	52,000	19	10	0	29
7	福島県	1	50,000	1,000	51,000	22	8	0	30
8	茨城県	1	50,000	1,000	51,000	29	14	1	44
9	栃木県	0	50,000	0	50,000	19	7	0	26
10	群馬県	2				13	3	0	16
11	埼玉県	4	50,000	4,000	54,000	88	30	2	120
12	千葉県	9	50,000	9,000	59,000	85	19	2	106
13	東京都	13	50,000	13,000	63,000	239	79	7	325
14	神奈川県	8	50,000	8,000	58,000	127	43	2	172
15	新潟県	20	50,000	20,000	70,000	99	6	1	106
16	富山県	3	50,000	3,000	53,000	33	6	0	39
17	石川県	0	50,000	0	50,000	32	0	0	32
18	福井県	0	50,000	0	50,000	13	2	0	15
19	山梨県	1	50,000	1,000	51,000	21	5	0	26
20	長野県	3				29	8	0	37
21	岐阜県	3	50,000	3,000	53,000	28	11	6	45
22	静岡県	1	50,000	1,000	51,000	80	14	1	95
23	愛知県	3	50,000	3,000	53,000	96	49	2	147
24	三重県	3	50,000	3,000	53,000	36	9	0	45
25	滋賀県	2	50,000	2,000	52,000	57	3	1	61
26	京都府	12	50,000	12,000	62,000	110	14	1	125
27	大阪府	20	50,000	20,000	70,000	205	45	22	272
28	兵庫県	2	50,000	2,000	52,000	82	32	1	115
29	奈良県	1	50,000	1,000	51,000	33	9	0	42
30	和歌山県	0	50,000	0	50,000	40	6	0	46
31	鳥取県	2	50,000	2,000	52,000	22	1	0	23
32	島根県	0				10	2	0	12
33	岡山県	2	50,000	2,000	52,000	35	8	0	43
34	広島県	1	50,000	1,000	51,000	28	15	0	43
35	山口県	0				16	4	0	20
36	徳島県	0				7	0	0	7
37	香川県	0	50,000	0	50,000	31	7	0	38
38	愛媛県	1				17	3	0	20
39	高知県	1				9	2	0	11
40	福岡県	3	50,000	3,000	53,000	33	15	2	50
41	佐賀県	0				5	1	0	6
42	長崎県	0	50,000	0	50,000	18	2	0	20
43	熊本県	0	50,000	0	50,000	40	1	0	41
44	大分県	0				5	3	0	8
45	宮崎県	1	50,000	1,000	51,000	37	2	0	39
46	鹿児島県	9	50,000	9,000	59,000	107	2	0	109
47	沖縄県	2	50,000	2,000	52,000	32	2	0	34
	合計	139		131,000	1,981,000	2,235	538	51	2,824

※R5加算額はR4年度新規加入者数×1,000円で計上

※網掛けはブロック未設置道県

## 事務局体制について

1. 新任する事務局長について  
肥後 一也 株式会社カクイックス ウィング
2. 退任する事務局長について  
山本 一志 株式会社ヤマシタ

※本総会をもって事務局長の交代を行う。

以上

## 全国福祉用具専門相談員協会 ブロック長名簿

青森県ブロック長	黒澤	宗男	有限会社くろはん
岩手県ブロック長	福田	裕子	株式会社サンメディカル
宮城県ブロック長	多田	和史	株式会社ジェー・シー・アイ
秋田県ブロック長	阿部	翔	株式会社かんきょう
山形県ブロック長	玉津	弘之	株式会社タマツ
福島県ブロック長	寺島	幸紀	株式会社同仁社
茨城県ブロック長	江幡	卓司	株式会社ロングライフ
埼玉県ブロック長	中田	敏弘	株式会社ナカウエ
千葉県ブロック長	前野	由美	株式会社ポーソー
東京都ブロック長	水越	良行	株式会社ヤマシタ
神奈川県ブロック長	鈴木	忠	生活協同組合ユーコープ
新潟県ブロック長	武藤	大希	さくらメディカル株式会社
富山県ブロック長	上野	藍子	株式会社イリス
石川県ブロック長	小浦	勇一	有限会社さわやか金沢
福井県ブロック長	端野	一成	ネクスタス株式会社
山梨県ブロック長	廣瀬	智	有限会社グット케어
岐阜県ブロック長	長村	吉章	株式会社美濃庄
静岡県ブロック長	鈴木	陽平	有限会社銀のすず
三重県ブロック長	中川	敬史	株式会社ライフ・テクノサービス
滋賀県ブロック長	村椿	均	医療法人輝生会 福祉用具貸与事業所
京都府ブロック長	荒井	祐子	有限会社スマイルケア
大阪府ブロック長	酒井	博人	総合メディカル株式会社
兵庫県ブロック長	山田	隆司	株式会社ひまわり
奈良県ブロック長	西浦	忠彦	株式会社イカリトンボ
和歌山県ブロック長	浜垣	英司	株式会社大黒ヘルスケアサービス
鳥取県ブロック長	長尾	哲郎	株式会社ハピネライフー光
岡山県ブロック長	三好	勇輝	株式会社アイルリンク
広島県ブロック長	神田	久司	日本基準寝具株式会社
香川県ブロック長	増田	浩三	有限会社ゴトー商事
長崎県ブロック長	海田	努	株式会社カイダアイフルケア
熊本県ブロック長	帆鷺	輝誌男	株式会社ホワシ
宮崎県ブロック長	藤山	邦男	株式会社ウエルライフ
鹿児島県ブロック長	岩元	文雄	株式会社カクイックス ウィング
沖縄県ブロック長	佐藤	大介	サトウ株式会社

2023年5月31日 現在

# 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会と称する。

### (事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を、東京都港区に置く。

2. 当法人は、理事会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

### (目的)

第3条 当法人は、介護保険法に規定される福祉用具専門相談員の職業倫理を確立し、社会的地位及び資質の向上に努めるとともに、我が国の福祉用具サービス等の普及、発展を目指し、国民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 福祉用具専門相談員等の職務に関する知識、技能の向上に関する研修
- (2) 福祉用具専門相談員等の倫理、及び資質の向上に関する普及啓発
- (3) 福祉用具専門相談員等が必要としている情報の提供
- (4) 福祉用具サービス等の普及、発展に関する調査及び研究
- (5) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

### (公告)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

## 第2章 会員

### (法人の構成員)

第6条 当法人に次の会員を置く。

#### (1) 正会員

A 会員／介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条の第1項九号の規定による者（福祉用具専門相談員指定講習の修了者）であって、当法人の目的に賛同して入会した者  
B 会員／専門的有資格者（介護保険法施行令第4条の第1項一から八号に該当する職種）であって、当法人の目的に賛同して入会した者

(2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(3) 特別会員 福祉用具サービスの普及、発展に貢献のあった者、又は学術経験者

(4) FJC 会員 福祉住環境コーディネーター検定試験合格者

2. 前項の会員のうち正会員、FJC 会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団法人法」という）上の社員とする。

### (社員の資格の取得及び喪失)

第7条 当法人の社員はおおむね正会員、FJC 会員の50人の中から1人の割合をもって選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。（代議員制の定数の取扱については、理事会で別に定める）

2. 代議員は、理事または監事と兼ねることができない。  
3. 代議員の選出方法は、理事会において別に定める方法による。  
4. 正会員、FJC 会員は、代議員選挙に立候補することができる。

5. 代議員選挙において、正会員、FJC 会員は他の正会員、FJC 会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。

6. 代議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

7. 前項の規定にかかわらず、任期満了時において、代議員が社員総会議決の取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（同法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。（当該代議員は、役員を選任及び解任（同法第63及び70条）並びに定款変更（同法第146条）についての議決権を有しないこととする。）

8. 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くことになる時に備えて、補欠の代議員を選出することができ、その選出方法は、理事会において別に定める方法による。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

9. 代議員の解任については第32条の規定を準用する。

10. 代議員が正会員、FJC 会員たる資格を喪失した時は、代議員たる資格も同時に喪失する。

### (正会員の権利)

第8条 正会員、FJC 会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利

を、代議員と同様に当法人に対して行使することが出来る。

- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
- (5) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使記録の閲覧等）
- (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

### (入会)

第9条 正会員、賛助会員、特別会員、及びFJC 会員として入会しようとする者は、所定の様式により申し込みを行い、理事会の承認を得なければならない。

### (入会金及び会費)

第10条 正会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2. 賛助会員は、理事会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

3. 特別会員は、入会金及び会費は無料とする。

4. FJC 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### (会員の資格喪失)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡、若しくは失踪宣告を受けた場合、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (4) 正当な理由がなく会費を2年以上納入しなかったとき
- (5) 除名されたとき

### (退会)

第12条 正会員、賛助会員、特別会員、及びFJC 会員は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。ただし、1か月以上前に当法

人に対して予告をするものとする。

(除名)

**第13条** 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の特別決議によって除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

(会員名簿)

**第14条** 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

(抛出金品の不返還)

**第15条** 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

### 第3章 社員総会

(種別)

**第16条** 当法人の総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。

2. 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(構成)

**第17条** 社員総会はすべての代議員をもって構成する。

2. 社員総会には代議員以外の他の会員も参加できるものとする。

(権限)

**第18条** 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項

(開催)

**第19条** 定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催する。

2. 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 代議員の5分の1以上から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき

(招集)

**第20条** 社員総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2. 理事長は、前条の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3. 社員総会の招集通知は、会日より14日前までに各代議員に対して発する。ただし、すべての代議員の同意があるときは、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

(議長)

**第21条** 社員総会の議長は、社員総会においてその都度代議員の中から選出する。

(議決権)

**第22条** 代議員は、社員総会において各1個の議決権を有する。

(決議)

**第23条** 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、代議員現在数の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した代議員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、代議員現在数の半数以上であって代議員現在数の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定められた事由
3. 理事又は監事を選任する議案を決議する場合には、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。
4. 理事又は代議員が、社員総会の開催に替えて社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(書面による議決権行使)

**第24条** 社員総会に出席できない代議員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、その議決権の数を前条の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

**第25条** 代議員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において第23条の適用については、その代議員は出席したものとみなす

(議事録)

**第26条** 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

### 第4章 役員

(種類及び定数)

**第27条** 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 15人以上30人以内
  - (2) 監事 2人以内
2. 理事のうち、1人を理事長、3人以内を副理事長とする。
3. 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、副理事長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

**第28条** 理事及び監事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。ただし、必要があるときは正会員以外のものから選任することを妨げない。

2. 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中からこれを定める。

(理事の職務・権限)

**第29条** 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人の業務を執行する。

2. 理事長は、当法人を代表し、法人の業務を統括する。

3. 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

4. 理事長は毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

**第30条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

**第31条** 理事及び監事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終了のときまでとし、再任を妨げない。

2. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

3. 理事又は監事は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでの間、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

**第32条** 理事及び監事が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において、解任することができる。ただし監事を解任する場合は、代議員の半数以上であって、出席した代議員の3分の2以上の決議に基づいて行われなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

**(報酬等)**

**第33条** 理事及び監事に対して報酬を支給することができる。

2. 理事及び監事には費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

**(特別顧問・顧問)**

**第34条** 当法人に特別顧問・顧問を置くことができる。

2. 特別顧問・顧問は、専門的な事項に関して必要な助言をすることを職務とし、理事会の推薦により理事長が委嘱する。

**(責任の一部免除)**

**第35条** 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

**第5章 理事会**

**(構成)**

**第36条** 当法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

**(権限)**

**第37条** 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

**(招集)**

**第38条** 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは各理事が理事会を招集する。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の7日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

**(議長)**

**第39条** 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

**(決議)**

**第40条** 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、

理事会の決議があったものとみなす。

**(議事録)**

**第41条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

**第6章 資産及び会計**

**(事業年度)**

**第42条** 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

**(事業報告及び決算)**

**第43条** 事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1項及び第2項の書類についてはその内容を報告し、第3項から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2. 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

**第7章 基金**

**(基金の拠出)**

**第44条** 当法人は、正会員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

**(基金の募集)**

**第45条** 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が決定するものとする。

**(基金の拠出者の権利)**

**第46条** 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

**(基金の返還の手続)**

**第47条** 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

**第8章 ブロック組織、支部組織**

**(ブロック)**

**第48条** 当法人は、地域組織として都道府県を単位としたブロックを置くものとする。

**(ブロック規程)**

**第49条** ブロックにブロック長1人を置く。

2. ブロック長、並びにブロックに関する基本的な事項はブロック規程を

もって定める。

3. ブロック規程は、理事会の決議を経なければ、これを定め、又は変更することができない。

**(支部組織)**

**第50条** 当法人に、理事会の決議を経て、ブロックを構成単位とした支部を置くことができる。

2. 支部の区割りは、理事会で別に定める。

**(支部長)**

**第51条** 支部に支部長1人を置く。

2. 支部長は、理事会において別に定める方法により、ブロックに所属する会員の中から選出する。

**第9章 定款の変更及び解散**

**(定款の変更)**

**第52条** 当法人は、社員総会の決議によって定款を変更することができる。

**(解散)**

**第53条** 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

**(残余財産の処分等)**

**第54条** 当法人が解散する時は、残余財産は、国もしくは地方公共団体、公益社団法人又は公益財団法人もしくは公益社団法人の認定等に関する法律第5条第17号イからトまでに掲げる法人又はその目的と類似の目的を有する他の一般社団法人もしくは一般財団法人に帰属する。

2. 当法人は、剰余金の分配を行わない。

**第10章 事務局**

**(設置等)**

**第55条** 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3. 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

**第11章 雑則**

**(委任)**

**第56条** この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

**附則**

**(最初の事業年度)**

**第1条** この法人の設立当初の事業年度は、第40条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成23年3月31日までとする。

**(法令の準拠)**

**第2条** 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従

う。

**（設立時の社員の氏名又は名称及び住所）**

**第3条** 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次の通りである。（以下略）

**（設立時の理事、代表理事）**

**第4条** 当法人の設立時の理事、代表理事は次の通りである。（以下略）

**（設立時の監事）**

**第5条** 当法人の設立時の監事は次の通りである。（以下略）

**附 則**

**（定款変更）**

**第1条** この定款は、平成24年5月29日より施行する。

**第2条** 第21条の第4項中「理事又は正会員が、」の後に「総会の開催に替えて」を加え、「過半数」を「全員」に改める。

**第3条** 第24条の「し、議長及び出席した理事がこれに記名押印するものとする。」を「しなければならない。」に改める。

**第4条** 第31条の「無報酬とする。但し、常勤の役員に対しては、総会において別に定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。」を「に対して報酬を支給することができる。」に改める。

**附 則**

**（定款変更）**

**第1条** この定款は、平成25年5月30日より施行する。

**第2条** 第9条の第4項中「3年」を「2年」に改める。

**第3条** 第17条の第1項中「2か月」を「3か月」に改める。

**第4条** 第25条の第1項中「3人以上」を「15人以上」に改める。

**第5条** 第27条の第4項中「3か月に1回以上」を「毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上」に改める。

**附 則**

**（定款変更）**

**第1条** この定款は、平成26年6月19日より施行する。

**第2条** 第29条の第3項中に「第25条に定める定数に足りなくなるときは、」の

**附 則**

**（定款変更）**

**第1条** この定款は、平成28年4月1日より施行する。

**第2条** 第6条第1項(1)中「第3条の2第1項十号」を「第4条の第1項九号」に改める。同。「第3条の2第1項一から九号」を「第4条の第1項一から八号」に改める。

**附 則**

**（定款変更）**

**第1条** この定款は、平成29年6月20日より施行する。

**第2条** 第7条「社員の資格の取得及び喪失」を加筆する。

**第3条** 第8条「正会員の権利」を加筆する。

**第16条** 「定時総会」は「定時社員総会」、「臨時総会」は「臨時社員総会」に改める。

**第4条** 第17条「総会」を「社員総会」に、「正会員」を「代議員」に改める。第2項「社員総会には代議員以外の他の会員も参加できるものとする」を加筆する。

**第5条** 第18条「総会」を「社員総会」に改める。

**第6条** 第19条「定時総会」は「定時社員総会」、「臨時総会」は「臨時社員総会」に改める。第2項、「10分の1」を「5分の1」に改める。

**第7条** 第20条「総会」を「社員総会」に改める。第3項、「総会」を「社員総会」に、「各正会員」を「各代議員」に、「正会員」を「代議員」に改める。

**第8条** 第21条「総会」は「社員総会」、「理事長がこれを当てる」は「社員総会においてその都度代議員の中から選出する」に改める。

**第9条** 第22条「正会員」は「代議員」に、「総会」は「社員総会」に改める。

**第10条** 第23条「総会」は「社員総会」、「正会員」は「代議員」に改める。

**第11条** 第24条「総会」は「社員総会」、「正会員」は「代議員」に改める。

**第12条** 第25条「正会員」は「代議員」に、「第21条」は「第23条」に改める。

**第13条** 第26条「総会」を「社員

総会」に改める。

**第14条** 第28条「総会」を「社員総会」に改める。

**第15条** 第31条「定時総会」を「定時社員総会」に改める。

**第16条** 第32条「総会」は「社員総会」、「正会員」は「代議員」に改める。

**第17条** 第41条第2項「理事長及び監事」は「出席した理事長及び監事」に改める。

**第18条** 第43条「定時総会」を「定時社員総会」に改める。

**第19条** 第52条「総会」を「社員総会」に改める。

**第20条** 第53条「総会」を「社員総会」に改める。

**附 則**

**第1条** この定款は、平成31年4月1日より施行する。

**第2条** 第3条「福祉用具サービス」を「福祉用具サービス等」に改める。

**第3条** 第4条(1)「福祉用具専門相談員」を「福祉用具専門相談員等」に、(2)「福祉用具専門相談員」を「福祉用具専門相談員等」に、(3)「福祉用具専門相談員」を「福祉用具専門相談員等」に、(4)「福祉用具専門相談員」を「福祉用具専門相談員等」に改める。

**第4条** 第6条「(4) FJC会員 福祉住環境コーディネーター検定試験合格者」を加筆する。

**第5条** 第9条「正会員、賛助会員、及び特別会員」を「正会員、賛助会員、特別会員、及びFJC会員」に改める。

**第6条** 第10条「4. FJC会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。」を加筆する。

**第7条** 第12条「正会員、賛助会員、及び特別会員」を「正会員、賛助会員、特別会員、及びFJC会員」に改める。

平成22年9月17日 制定

平成24年5月29日 改正

平成25年5月30日 改正

平成26年6月19日 改正

平成27年6月23日 改正

平成29年6月20日 改正

平成30年6月22日 改正

令和2年6月17日 改正

一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会倫理綱領  
—— 福祉用具専門相談員の倫理綱領 ——

一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会

わたくしたち福祉用具専門相談員は、高齢者、障害者、その家族等の方々（以下「利用者等」という。）が、福祉用具を利用される際に、福祉用具にかかる専門的知識、技術等をもって相談援助、適合等を行うとともに、福祉用具の導入後も適切な利用についてサポートする専門職です。

介護保険のスタートとともに福祉用具サービスが制度に位置づけられましたことから、その利用は順調に拡大していますが、少子高齢化に伴う社会的な介護力の低下や介護ニーズの多様化に伴って福祉用具の必要性が高まり、それに関わる福祉用具専門相談員の職務領域も急速に広がりを見せており、その役割と責任は益々重要性を増しています。

福祉用具専門相談員は、このような社会的な要請に応えるために、福祉用具の利用者等の尊厳を重んじ、住みなれた地域や環境で、自立した生活を支援するための最適な福祉用具サービスの提供に努める必要があります。

全国福祉用具専門相談員協会では、ここに「福祉用具専門相談員の倫理綱領」を定めて、福祉用具の専門職としての立場を明確にし、会員一人ひとりがこれを遵守し、自らの専門性を高めて福祉用具サービスの提供に努めていくものとします。

#### 1. 法令遵守

福祉用具専門相談員は、福祉用具サービスの提供において、法令等を遵守しなければならない。

#### 2. 平等原則

福祉用具専門相談員は、人の尊厳を守り、人種、性別、思想、信条、社会的身分、門地等によって差別してはならない。

#### 3. 守秘義務

- (1) 福祉用具専門相談員は、利用者等から情報を得る場合、業務上必要な範囲にとどめ、その秘密を保持する。
- (2) 福祉用具専門相談員は、業務上で利用者等の個人情報を用いる場合は、あらかじめ同意を得なければならない。
- (3) 福祉用具専門相談員は、業務上で知りえた利用者等の個人情報については、業務を退いた後もその秘密を保持する。

#### 4. 説明責任

福祉用具専門相談員は、福祉用具の利用者等が福祉用具を利用する際に必要となる情報を、分かりやすい表現や方法等を用いて提供し、同意を得なければならない。

#### 5. 不当な報酬・利益供与の禁止

福祉用具専門相談員は、福祉用具の利用者等から不当な報酬を得てはならない。また、関係者に対して、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

#### 6. 利用者情報の活用

福祉用具専門相談員は、福祉用具の利用者等とのコミュニケーションを重視して、福祉用具に関わる要望や苦情等の情報を理解するとともに、今後の福祉用具の適正な使用や開発等に有効に活用するよう努める。

#### 7. 多職種との連携

福祉用具専門相談員は、福祉用具の利用者等に質の高い福祉用具サービスを総合的に提供していくため、福祉、保健、医療、その他関連する専門職と連携を深めることに努める。

#### 8. 普及・啓発

福祉用具専門相談員は、常に福祉用具に係る調査・研究や普及・啓発に心掛けるとともに、利用者等に対して利便性の高い福祉用具サービスの提供に努める。

#### 9. 専門性の向上

福祉用具専門相談員は、常に福祉用具の専門的な知識・技術等の研鑽に励むとともに、後進を育成し、専門職としての社会的信用を高めるよう努める。

#### 10. 社会貢献

福祉用具専門相談員は、常に福祉用具サービスの充実を図るとともに、利用者等に対し自己及び所属する組織がもつ知識、技術等を積極的に提供して社会貢献に努める。

平成20年6月25日採択





一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会

〒108-0073 東京都港区三田 2-14-7 ローレル三田 404 号室

メール [info@zfssk.com](mailto:info@zfssk.com) / ホームページ <http://www.zfssk.com/>

TEL 03-5418-7700 / FAX 03-5418-2111